

【電子申請】 保育所等入所申込みにおける注意事項

申請前に下記注意事項を必ず確認してください。下記注意事項の内容に同意いただいた上で電子申請をされたものとみなします。

No.	ポイント	注意事項
1	対象施設	電子申請の対象となる施設は、浦安市内の認可保育所等です。 ※市外の認可保育所等の申込みについては、申込み方法、申込み条件、期限などを利用希望施設のある市区町村にお問い合わせください。
2	転園申請はNG	すでに浦安市内の認可保育所等を利用中の方の転園申請は、電子申請できません。 ※郵送申請をご利用ください。
3	希望施設	「【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい」は無効とします。 ※希望施設に記載の無い園には内定が出ません。
4	きょうだいの希望条件	1、きょうだいで異なる希望施設・希望順位は指定できません。 2、「優先児童あり」を選択した場合、指定できる優先児童は1人のみです。 3、「その他の希望条件」は無効とします。 ※優先児童を2人以上指定した場合は、1人に変更していただきます。 ※必ず所定の選択肢からきょうだいの希望条件を選択してください。
5	育児休業の延長を希望する	「育児休業の延長を希望」をチェックした場合、下記事項に同意したものとみなします。 ・利用希望開始日から年度末までの入所選考期間は、他の保育所申請者（市外の申込者を含む）の後に選考します。 ・変更の申し出がない限り、利用希望月が属する年度末まで有効なものとして取り扱われることとなります。 ・選考での優先順位を下げることにに対する希望であり、選考の結果が「保留」となることを確約するものではありません。
6	申請内容や必要書類の不備・不足	申請内容や必要書類に不備や不足がある場合、利用調整（入所選考）で不利に取り扱われることや、希望どおりに入園できないことがあります。
7	必要書類のみ添付する	所定の必要書類以外は添付しないでください。 ※必要書類については保育園・認定こども園のご案内を参照してください。 ※必要書類以外の書式が添付されていた場合は破棄します。
8	申請内容の変更ができない	電子申請では、すでに申請した内容の変更ができません。 ※申請内容に変更がある場合は、変更届や添付書類を保育幼稚園課窓口を持参または郵送してください。